

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版								公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)								
13 節 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)								10 節 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)								
7. 13.1 適用範囲								7. 10.1 適用範囲								
7. 13.2 合成樹脂エマルションペイント塗り								7. 10.2 合成樹脂エマルションペイント塗り								
(a) 合成樹脂エマルションペイント塗りは、表 7. 13.1 により、種別は特記による。特記がなければ、B 種とする。 なお、天井面等の見上げ部分は、工程 2 を省略する。								(a) 合成樹脂エマルションペイント塗りは、表 7. 10.1 により、種別は特記による。特記がなければ、B 種とする。 なお、天井面等の見上げ部分は、工程 3 を省略する。								
(b) <u>塗替えの場合のしみ止めは、特記による。特記がなければ、次による。</u> <u>なお、しみ止めシーラーは、塗料の製造所の指定する製品とする。</u>								(b) <u>塗替えの場合のしみ止めは、特記による。特記がなければ、種別が B 種及び C 種の場合は、工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする。</u> <u>なお、しみ止めシーラーは、塗料の製造所の指定する製品とする。</u>								
(1) 種別が B 種の場合は、下地調整の吸込止めをしみ止めシーラーとする。								(2) 種別が C 種又は下地調整で吸込止めを行わない場合は、下塗りに先立ちしみ止めシーラーを塗替え面全面に塗る。								
表 7. 13.1 合成樹脂エマルションペイント塗り								表 7. 10.1 合成樹脂エマルションペイント塗り								
工 程	種 別			塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)	工 程	種 別			塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)	
	A 種	B 種	C 種	規格番号	規格名称等	種類		1	O	O	O	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1 種		
									1	下 塗 り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションシーラー	—
1	下 塗 り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	0.10	2	中 塗 り (1 回 目)	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1 種	0.10
2	研磨紙すり	○	—	—	研磨紙 P220~240			3	研磨紙すり	○	—	—	研磨紙 P220~240			—
3	中 塗 り	○	—	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	0.10	4	中 塗 り (2 回 目)	○	—	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1 種	0.10
4	上 塗 り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	0.10	5	上 塗 り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1 種	0.10

表7.13.1 合成樹脂エマルションペイント塗り

工程	種別			塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
	A種	B種	C種	規格番号	規格名称等	種類	
1	下塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種 0.10
2	研磨紙すり	○	—	—	研磨紙P220~240		
3	中塗り	○	—	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種 0.10
4	上塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種 0.10

14 節 合成樹脂エマルション模様塗り(EP-T)

7.14.1 適用範圍

7.14.2 コンクリート面、モルタル面、プラスチ一面、せつこうボード面等合成樹脂エマルション模様塗料塗

- (a) コンクリート面、モルタル面、ブランコ面、セッコウボード面等合成樹脂エマルション模様塗料塗りは、表7.14.1により、種別は特記による。特記がなければB種とする。

(b) 既存塗膜が合成樹脂エマルション模様塗料塗りの場合の塗替えは、次による。

 - (1) 下地調整がRB種の場合は、種別は、表7.14.1のA種とし、工程1及び工程2は、既存塗膜除去部分のみを行い、既存部分の模様合わせを行う。
 - (2) 下地調整がRC種の場合は、種別は、表7.14.1のC-3種とする。

(c) 既存塗膜が平滑な塗料塗りの場合の塗替えは、次による。

 - (1) 下地調整がRB種の場合の種別は、表7.14.1のA種又はB種とする。
 - (2) 下地調整がRC種の場合の種別は、表7.14.1のC-1種又はC-2種とする。

案改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成22年版(案)

10 節 収成樹脂エマルションペイント塗り (E.P.)

7.10.1 適用範圍

7.10.2 合成樹脂エマルションペイント塗り

- (a) 合成樹脂エマルションペイント塗りは、表7.10.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。
なお、天井面等の見上げ部分は、工程3を省略する。

(b) 塗替えの場合のしみ止めは、特記による。特記がなければ、種別がB種及びC種の場合は、工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする。
なお、しみ止めシーラーは、塗料の製造所の指定する製品とする。

表 7.10.1 合成樹脂エマルションペイント塗り

工 程	種 別			塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
	A種	B種	C種	規格番号	規格名称等	種類	
1 下塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションシーラー	—	0.07
2 中塗り (1回目)	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.10
3 研磨紙ずり	○	—	—	研磨紙P220~240			—
4 中塗り (2回目)	○	—	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.10
5 上塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.10

11 節 合成樹脂エマルション槽様塗料塗り (E.P.=T)

11 即日成樹脂

7.11.3 コンクリート面、モルタル面、プラスチ一面、サッカーボード面等合成樹脂マルビコン構様塗料塗り

- (a) コンクリート面、モルタル面、プラスチ一面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗りは、表7.11.1により、種別は特記による。特記がなければB種とする。

(b) 塗替えは、次による。

 - (1) 下地調整がR B種の場合は、種別は、表7.11.1のA種とし、工程1及び工程2は、既存塗膜除去部分のみを行い、既存部分との模様合わせを行う。
 - (2) 下地調整がR C種の場合は、種別は、表7.11.1のC種とする。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版

表 7.14.1 コンクリート面, モルタル面, プラスター面, セッコウボード面等
合成樹脂エマルション模様塗料塗り

工程	種別						塗料その他	塗付け量 (kg/m ²)			
	A種	B種	C・1種	C・2種	C・3種	規格番号	規格名称等				
下地調整	○	—	—	—	—	7.2.5, 7.2.6 又は 7.2.7 による。					
1 下塗り	○	○	—	—	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.10		
2 上塗り	○	○	○	○	—	JIS K 5668	合成樹脂エマルション模様塗料	2種	0.60		
3 仕上げ	○	—	○	—	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.14		

15 節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)

7.15.1 適用範囲

この節は、木部で既存塗膜がウレタン樹脂ワニス塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

7.15.2 ウレタン樹脂ワニス塗り

ウレタン樹脂ワニス塗りは、表 7.15.1 により、種別は特記による。特記がなければB種とする。

表 7.15.1 ウレタン樹脂ワニス塗り

16 節 オイルステイン塗り (OS)

7.16.1 適用範囲

7.16.2 オイルステイン塗り

オイルステイン塗りは、表 7.16.1 による。

表 7.16.1 オイルステイン塗り

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)

表 7.11.1 コンクリート面, モルタル面, プラスター面, セッコウボード面等
合成樹脂エマルション模様塗料塗り

工程	種別			塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)
	A種	B種	C種	規格番号	規格名称等	種類	
下地調整	○	—	—	7.2.5, 7.2.6 又は 7.2.7 による。	—	—	—
1 下塗り	○	○	—	表 7.2.4, 表 7.2.5 又は 表 7.2.7 による RC 種	○	○	表 7.2.4, 表 7.2.5 又は 表 7.2.7 による RC 種
2 中塗り	○	○	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.10
3 上塗り	○	○	—	JIS K 5668	合成樹脂エマルション模様塗料	2種	0.60
4 仕上げ塗り	○	—	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルションペイント	1種	0.14

12 節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)

7.12.1 適用範囲

この節は、木部で既存塗膜がウレタン樹脂ワニス塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

7.12.2 ウレタン樹脂ワニス塗り

ウレタン樹脂ワニス塗りは、表 7.12.1 により、種別は特記による。特記がなければB種とする。

表 7.12.1 ウレタン樹脂ワニス塗り

13 節 オイルステイン塗り (OS)

7.13.1 適用範囲

7.13.2 オイルステイン塗り

オイルステイン塗りは、表 7.13.1 による。

表 7.13.1 オイルステイン塗り

14 節 木材保護塗料塗り (WP)

7.14.1 適用範囲

この節は、木部の木材保護塗料塗りに適用する。

7.14.2 木材保護塗料塗り

木材保護塗料塗りは、表 7.14.1 により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表 7.14.1 木材保護塗料塗り

工程	種別		塗料その他		塗付け量 (kg/m ²)
	A種	B種	規格番号	規格名称	
下地調整	○ ^①		7.2.2 による。		—
1 下塗り	○	○	JASS 18 M-307	木材保護塗料	0.08
2 上塗り (1 回目)	○	○	JASS 18 M-307	木材保護塗料	0.08
3 上塗り (2 回目)	○	—	JASS 18 M-307	木材保護塗料	0.06

(注) 1. 下地調整の種別は、塗料その他の欄による。

2. JASS 18 M-307 は、日本建築学会規格である。

17 節マスチック塗材塗り7. 17. 1 適用範囲7. 17. 2 マスチック塗材塗り(a) マスチック塗材塗りは、表 7. 17. 1 による。種別並びに A 種及び C 種の凸面処理仕上げは、特記による。

表 7.17.1 マスチック塗材塗り

工 程	種 別			塗材その他	塗付け量 (kg/m ²)
	A 種	B 種	C 種		
1 下地調整	○	(注)	—	7. 2. 6 による	—
2 下地押え	○	○	—	合成樹脂エマルジョンシーラー(アクリル系)	0.12
	—	—	○	マスチック C 用シーラー	0.12
3 塗材塗り	○	—	—	マスチック塗材 A	1.20 (1.50)
	—	○	—	マスチック塗材 B	1.30
	—	—	○	マスチック塗材 C	1.80 (2.20)
4 仕上材塗り	—	—	○	アクリル樹脂エナメル 2 回塗り	0.20 (0.25)
				つや有合成樹脂エマルジョンペイント 2 回塗り	0.20 (0.25)

(注) 1. 素地ごしらえの種別は、塗材その他の欄による。

2. 押出成形セメント板面の素地ごしらえは、表 7.2.6 による R B 種とする。

3. 塗付け量の()内は凸面処理仕上げの塗付け量を示す。

4. B 種は外部には使用しない。

(b) 仕上材塗りは、アクリル樹脂エナメル又はつや有合成樹脂エマルジョンペイントとし、種類及び適用は特記による。

(b) 凸面処理仕上げは、バターン付けを行い凹部が適度に硬化したのち、押えローラーを用いて見本と同様となるようを行う。

15 節マスチック塗材塗り7. 15. 1 適用範囲7. 15. 2 マスチック塗材塗り(a) マスチック塗材塗りは、表 7. 15. 1 により、種別は特記による。

表 7.15.1 マスチック塗材塗り

工 程	種 別		塗 材 そ の 他	塗付け量 (kg/m ²)
	A 種	B 種		
下地調整	○	(注)	7. 2. 6 による。	—
1 下 地 押 え	○	—	合成樹脂エマルジョンシーラー	0.12
	—	○	マスチック C 用シーラー	0.12
	○	—	マスチック塗材 A	1.20
2 塗 材 塗 り	—	○	マスチック塗材 C	1.80
	—	○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント 2 回塗り	0.20
3 仕 上 材 塗 り	—	○		

(注) 1. 下地調整の種別は、塗材その他の欄による。

2. 押出成形セメント板面の素地ごしらえは、表 7.2.6 による R B 種とする。

(b) 仕上材塗りは、つや有合成樹脂エマルジョンペイントとし、種類及び適用は特記による。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)												
8 章 耐震改修工事	8 章 耐震改修工事												
1 節 一般事項	1 節 一般事項												
8.1.1 適用範囲 この章は、鉄筋コンクリート造骨組、鉄骨鉄筋コンクリート造骨組及び鉄骨造骨組の耐震改修工事の鉄筋工事、あと施工アンカー工事、コンクリート工事、鉄骨工事、グラウト工事、連続縫維補強工事、スリット新設工事及び免震改修・制振改修工事に適用する。	8.1.1 適用範囲 この章は、鉄筋コンクリート造骨組、鉄骨鉄筋コンクリート造骨組及び鉄骨造骨組の耐震改修工事の鉄筋工事、あと施工アンカー工事、コンクリート工事、鉄骨工事、グラウト工事、連続縫維補強工事、スリット新設工事、免震改修工事及び制振改修工事に適用する。												
8.1.2 基本要求品質 (h) 免震改修・制振改修工事 (i) 免震改修・制振改修工事に用いる材料は、所定のものであること。	8.1.2 基本要求品質 (h) 免震改修工事及び制振改修工事 (i) 免震改修工事及び制振改修工事に用いる材料は、所定のものであること。												
8.1.3 コンクリートの種類及び強度 (a) コンクリートは、レディーミクストコンクリートとする。レディーミクストコンクリートの類別は表 8.1.1 により、適用は特記による。特記がなければ、I 類とする。 なお、基準、主要構造部等建築基準法第 37 条に規定する部分に使用するコンクリートは、同法に基づき指定された規格に適合するもの又は認定を受けたものとする。	8.1.3 コンクリートの種類及び強度 (a) コンクリートは、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するレディーミクストコンクリートとする。レディーミクストコンクリートの類別は表 8.1.1 により、適用は特記による。特記がなければ、I 類とする。 なお、建築基準法第 37 条第二号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートは、特記による。												
表 8.1.1 レディーミクストコンクリートの類別	表 8.1.1 レディーミクストコンクリートの類別												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類別</th><th>製造区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 類</td><td>JIS Q 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針) 及び JIS Q 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)への適合を認証された普通コンクリート及び軽量コンクリート</td></tr> <tr> <td>II 類</td><td>I 類以外のコンクリート</td></tr> </tbody> </table>	類別	製造区分	I 類	JIS Q 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針) 及び JIS Q 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)への適合を認証された普通コンクリート及び軽量コンクリート	II 類	I 類以外のコンクリート	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類別</th><th>製造区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 類</td><td>JIS Q 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針) 及び JIS Q 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)への適合を認証されたコンクリート</td></tr> <tr> <td>II 類</td><td>上記以外の JIS A 5308 に適合したコンクリート</td></tr> </tbody> </table>	類別	製造区分	I 類	JIS Q 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針) 及び JIS Q 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)への適合を認証されたコンクリート	II 類	上記以外の JIS A 5308 に適合したコンクリート
類別	製造区分												
I 類	JIS Q 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針) 及び JIS Q 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)への適合を認証された普通コンクリート及び軽量コンクリート												
II 類	I 類以外のコンクリート												
類別	製造区分												
I 類	JIS Q 1001 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針) 及び JIS Q 1011 (適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)への適合を認証されたコンクリート												
II 類	上記以外の JIS A 5308 に適合したコンクリート												
8.1.4 コンクリートの品質 (a) 構造体コンクリートの強度 (1) 構造体コンクリートの強度は、工事現場で採取及び養生された供試体の圧縮強度で代表するものとし、現場水中養生による供試体の材齢 28 日圧縮強度は、設計基準強度に構造体コンクリートの強度と供試体の強度の差を考慮した割増し(ΔF)3N/mm ² を加えた強度以上とする。 (2) (1)のコンクリート圧縮強度の判定は、8 節による。	8.1.4 普通コンクリートの品質 (a) 構造体コンクリートの強度 (1) 構造体コンクリートの強度は、材齢 91 日において設計基準強度以上とする。 なお、工事現場における構造体コンクリート強度の推定は材齢 28 日における管理を基本とし、これを満足しないと想定される場合に材齢 28 日を超える 91 日以内の強度を推定する試験を行うものとする。 (2) 構造体コンクリートの強度は、工事現場で採取し、工事現場において水中養生又は封かん養生された供試体の圧縮強度を基に推定する。 (3) 構造体コンクリート強度の推定値の判定は、8 節による。 (b) ワーカビリティー及びスランプ (2) コンクリートの荷卸し地点におけるスランプは、特記による。特記がなければ、18cm とする。												
(b) ワーカビリティー及びスランプ (2) コンクリートのスランプは、特記による。特記がなければ、18cm とする。	(b) ワーカビリティー及びスランプ (2) コンクリートの荷卸し地点におけるスランプは、特記による。特記がなければ、18cm とする。												
(c) 材料及び調合の条件 (iii) 水セメント比の最大値は、普通ポルトランドセメント及び混合セメントの A 種の場合は 65% とし、高炉セメント B 種の場合には 60% とする。 (iv) AE 剤、AE 減水剤又は高性能 AE 減水剤を用いるコンクリートの所要空気量の目標値は、4.5% とする。	(c) 材料及び調合の条件 (iii) 水セメント比の最大値は、普通ポルトランドセメント及び混合セメントの A 種の場合は 65% とし、混合セメントの B 種の場合には 60% とする。 (iv) AE 剤、AE 減水剤又は高性能 AE 減水剤を用いるコンクリートの荷卸し地点における空気量の目標値は、4.5% とする。												
(d) コンクリートの仕上り (1) コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差 (i) コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差並びにその測定方法は、特記による。特記がなければ、次による。	(d) コンクリートの仕上り (1) コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差 (i) コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差並びにその測定方法は、次による。												
(2) コンクリート表面の仕上り状態 (ii) コンクリートの仕上りの平たんさは、特記による。特記がなければ、表 8.1.4 を標準とする。	(2) コンクリート表面の仕上り状態 (ii) コンクリートの仕上りの平たんさは、表 8.1.4 による。												
8.1.5 鉄骨製作工場 (b) 鉄骨製作工場の加工能力等が特記された場合は、その証明となる資料を監督職員に提出する。	8.1.5 鉄骨製作工場 (b) 鉄骨製作工場の加工能力等の証明となる資料を監督職員に提出する。												

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)
8.1.6 鉄骨の工作図 (b) <u>高力ボルト及び普通ボルトの脇端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、特記による。</u>	8.1.6 鉄骨の工作図 (b) <u>高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの脇端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、特記による。</u>
2節 材 料	2節 材料
8.2.3 鉄筋の材料試験 (c) 鉄筋を溶接する場合は、次により試験を行う。ただし、溶接が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。 (3) <u>すべての試験体が母材破断した場合を合格とする。</u>	8.2.3 鉄筋の材料試験 (c) 鉄筋を溶接する場合は、次により試験を行う。ただし、溶接が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。 (3) <u>すべての試験体について、引張強さが母材の規格値の範囲内で、かつ、母材破断した場合を合格とする。</u>
8.2.4 あと施工アンカー (c) 接着系アンカーの仕様は、次による。 (5) アンカーラインの種類は、特記による。 <u>特記がなければ、表 8.2.1 の異形棒鋼とする。</u> (6) アンカーラインの新設壁内への定着の長さは、特記による。 <u>特記がなければ、頭部ナット付きの場合はアンカーライン径の 20 倍以上、頭部ナットなしの場合はアンカーライン径の 30 倍以上とする。</u>	8.2.4 あと施工アンカー (c) 接着系アンカーの仕様は、次による。 (5) アンカーラインの種類は、特記による。 (6) アンカーラインの新設壁内への定着の長さは、特記による。
8.2.5 コンクリートの材料	8.2.5 普通コンクリートの材料
(c) 骨材 (1) 骨材の種類 (i) 粗骨材は、砂利、碎石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材並びにこれらを混合したもののがいずれかとする。 (ii) 細骨材は、砂、砂利、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ細骨材並びにこれらを混合したもののがいずれかとする。 なお、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ細骨材の使用は、特記による。 (2) 骨材の品質は、次による。 (i) 砂利及び砂は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の附属書1(規定)【レディーミクストコンクリート用骨材】による。 なお、アルカリシリカ反応性による区分は、特記による。 <u>特記がなければ、A とする。</u> (ii) 碎石及び砕砂は、JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂)による。 なお、アルカリシリカ反応性による区分は、(i)による。 (iii) 高炉スラグ粗骨材は、JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材第一部:高炉スラグ骨材)により、絶乾密度、吸水率及び単位容積質量による区分は、N とする。 (iv) 電気炉酸化スラグ粗骨材は JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材第一部:電気炉酸化スラグ骨材)により、絶乾密度による区分は、N とする。 なお、アルカリシリカ反応性による区分は、(i)による。 (v) 高炉スラグ細骨材は JIS A 5011-1、フェロニッケルスラグ細骨材は JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材第二部:フェロニッケルスラグ骨材)、銅スラグ細骨材は JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材第三部:銅スラグ骨材)、電気炉酸化スラグ細骨材は JIS A 5011-4 による。 なお、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ細骨材のアルカリシリカ反応性による区分は、(i)による。 (vi) 特記によりアルカリシリカ反応がBの骨材を使用する場合は、次のいずれかにより、監督職員の承諾を受ける。 ① 高炉セメントB種を用いる普通コンクリートを使用する。	(c) 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種の適用箇所は、特記により、品質は次による。 (1) 高炉セメントB種は、ベースセメントのアルカリ量は0.75%以下とし、高炉スラグの混合比は40%以上、かつ、45%以下とする。 (2) フライアッシュセメントB種は、ベースセメントのアルカリ量は0.75%以下とし、フライアッシュの混合比は15%以上とする。 (3) (1)及び(2)のベースセメントのアルカリ量及び混合比は、セメント製造業者のセメント試験成績表の値により確認する。 (d) 骨材 (1) 骨材の種類及び品質は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の附属書A(規定)【レディーミクストコンクリート用骨材】以外は、次による。 (i) フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材及び再生骨材は、特記による。ただし、再生骨材は、建築基準法施行令第138条第1項及び第2項に規定する工作中に該当しない工作中並びに3.3.2【材料】(m)に適用する。 (ii) 砂利及び砂は、監督職員の承諾を受けて、次によることができる。 ① 絶乾密度は、2.4g/cm ³ 以上 ② 吸水率は、4.0%以下 (2) 碎石、砕砂、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分は、特記による。 <u>特記がなければ、A とする。</u> なお、特記によりアルカリシリカ反応性による区分Bの骨材を使用する場合は、次のいずれかにより、監督職員の承諾を受ける。 (i) 高炉セメントB種若しくはフライアッシュセメントB種を用いる普通コンクリート又は高炉スラグ微粉末若しくはフライアッシュを混和材として用いる普通コンクリートを使用する。 (ii) 8.6.1式によりアルカリ総量が3.0kg/m ³ 以下であることを、計画調合により確認する。 (3) 高炉スラグ粗骨材は、JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材第一部:高炉スラグ骨材)により、絶乾密度、吸水率及び単位容積質量による区分は、N とする。 (4) 電気炉酸化スラグ粗骨材は、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材第一部:電気炉酸化スラグ骨材)により、絶乾密度による区分は、N とする。

② 8.6.1 式によりアルカリ総量が 3.0 kg/m³ 以下であることを計画調査により確認する。

(d) 粗骨材の最大寸法

砂利は 25 mm, 砕石, 高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材は 20 mm とする。

(e) 水

水は, JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の**附属書3**(規定) [レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水] による。

(f) 混合材料

混合材料は, 鉄筋コンクリートに適した良質なものとし, 種類及び適用は特記による。特記がなければ, 種類は次による。

(i) 混合剤の種類は, JIS A 6204(コンクリート用化学混合剤)による AE 剤, AE 減水剤又は高性能 AE 減水剤とする。

(ii) 混合材は, JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)によるフライアッシュの I 種又は II 種, JIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉末)による高炉スラグ微粉末又は JIS A 6202(コンクリート用膨張材)による膨張材とする。

8.2.6 型枠の材料

(f) コンクリート用型枠を組み立てるときに設けるスリープ(配管用等)は, 次による。

(2) スリープに用いる材料は表 8.2.4 により, 材種は特記による。特記がなければ, 次の(i)及び(ii)による。

(ii) 硬質塩化ビニル管は, 防火区画に使用しない。

表 8.2.4 スリープの材料

材 種	規 格 そ の 他
硬質塩化ビニル管	JIS K 6741(硬質塩化ビニル管)のVU

8.2.7 鋼材

表 8.2.5 鋼材の材質等

規格番号	規 格 名 称 等	種 類 の 記 号
JIS G 3475	建築構造用炭素鋼管	STKN400W, STKN400B, STKN490B

8.2.8 高力ボルト

(a) 高力ボルトは次により, 適用は特記による。特記がなければ, トルシア形とする。

(1) トルシア形高力ボルト

トルシア形高力ボルトは, 建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとし, セットの種類は2種(S10T)とする。

(3) 溶融亜鉛めっき高力ボルト

溶融亜鉛めっき高力ボルトは, 建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとし, セットの種類は1種(F8T相当)とする。

(b) 高力ボルトの寸法

(2) 高力ボルトの長さは首下寸法とし, 次による。ただし, 長さが 5 mm 単位とならない場合は, 2 梱 3 入又は 7 梱 8 入とする。

(i) トルシア形高力ボルトは, 締付け長さに表 8.2.6 の値を加えたものを標準長さとし, 認定を受けたものの基準寸

(5) 粗骨材の最大寸法

砂利は 25 mm, 砕石, 高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材及び再生粗骨材は 20 mm とする。

(6) 水

水は, JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の**附属書C**(規定) [レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水] による。

(7) 混合材料

混合材料は, 鉄筋コンクリートに適した良質なものとし, 種類及び適用は特記による。特記がなければ, 種類は JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に規定されているもの以外は, 次による。

(1) 混合剤の種類は, JIS A 6204(コンクリート用化学混合剤)による AE 剤, AE 減水剤又は高性能 AE 減水剤とする。また, 化学混合剤の塩化物イオン(Cl⁻)量による区分は, I 種とする。

(2) フライアッシュは, JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)による I 種又は II 種とする。

8.2.6 型枠の材料

(f) コンクリート用型枠を組み立てるときに設けるスリープ(配管用等)は, 次による。

(2) スリープに用いる材料は表 8.2.4 により, 材種は特記による。特記がなければ, 次の(i)及び(ii)による。

(ii) 硬質塩化ビニル管は, 防火区画に使用しない。

表 8.2.4 スリープの材料

材 種	規 格 そ の 他
硬質塩化ビニル管	JIS K 6741(硬質塩化ビニル管)のVU

8.2.7 鋼材

表 8.2.5 鋼材の材質等

規格番号	規 格 名 称 等	種 類 の 記 号
JIS G 3475	建築構造用炭素鋼管	STKN400W, STKN400B, STKN490B

8.2.8 高力ボルト

(a) 高力ボルトは次により, 適用は特記による。特記がなければ, トルシア形とする。

(1) トルシア形高力ボルト

トルシア形高力ボルトは, 建築基準法に基づき認定を受けたものとし, セットの種類は2種(S10T)とする。

(3) 溶融亜鉛めっき高力ボルト

溶融亜鉛めっき高力ボルトは, 建築基準法に基づき認定を受けたものとし, セットの種類は1種(F8T相当)とする。

(b) 高力ボルトの寸法

(2) 高力ボルトの長さは首下寸法とし, 次による。ただし, 長さが 5 mm 単位とならない場合は, 2 梱 3 入又は 7 梱 8 入とする。

(i) トルシア形高力ボルトは, 締付け長さに表 8.2.6 の値を加えたものを標準長さとし, 認定を受けたものの基準寸

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版

法のうち、最も近い寸法とする。

- (ii) JIS 形高力ボルト及び溶融亜鉛めっき高力ボルトは、締付け長さに表 8.2.6 の値を加えたものを標準長さとし、それぞれ JIS B 1186 の基準寸法又は指定若しくは認定をうけたものの基準寸法のうち、最も近い寸法とする。

表 8.2.6 締付け長さに加える長さ(単位:mm)

ボルトの 呼び径	締付け長さに加える長さ	
	トルシア形高力ボルト	JIS 形高力ボルト及び 溶融亜鉛めっき高力ボルト

8.2.9 溶接材料

(a) 溶接棒等

表 8.2.7 溶接棒等

種類	規格番号	規格名称等
被覆アーケ溶接棒	JIS Z 3211	軟鋼用被覆アーケ溶接棒
	JIS Z 3212	高張力鋼用被覆アーケ溶接棒
	JIS Z 3214	耐候性鋼用被覆アーケ溶接棒
ガスシールドアーケ溶接用ワイヤ	JIS Z 3312	軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ
	JIS Z 3313	軟鋼、高張力鋼及び低溫用鋼用アーケ溶接フラックス入りワイヤ
	JIS Z 3315	耐候性鋼用炭酸ガスアーケ溶接ソリッドワイヤ
	JIS Z 3320	耐候性鋼用炭酸ガスアーケ溶接フラックス入りワイヤ

8.2.12 鋼材の材料試験等

- (b) 1.4.4 [材料の検査等] (c) の JIS 等の規定に適合する品質であることを証明する規格証明書は、原則として、規格品証明書とする。ただし、監督職員の承諾を受けて、鉄骨工事使用鋼材証明書とすることができる。

3 節 鉄筋の加工及び組立

8.3.1 一般事項

- (a) 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

(e) 鉄筋には、点付け溶接、アーケストライク等を行わない。

8.3.2 加工

- (c) 鉄筋の折曲げ内法直徑及びその使用箇所は、表 8.3.1 及び表 8.3.2 による。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)

最も近い寸法とする。

- (ii) JIS 形高力ボルト及び溶融亜鉛めっき高力ボルトは、締付け長さに表 8.2.6 の値を加えたものを標準長さとし、それぞれ JIS B 1186 の基準寸法又は認定をうけたものの基準寸法のうち、最も近い寸法とする。

表 8.2.6 締付け長さに加える長さ(単位:mm)

ねじの呼び	締付け長さに加える長さ	
	トルシア形高力ボルト	JIS 形高力ボルト及び 溶融亜鉛めっき高力ボルト

8.2.9 溶接材料

(a) 溶接棒等

表 8.2.7 溶接棒等

種類	規格番号	規格名称等
被覆アーケ溶接棒	JIS Z 3211 JIS Z 3214	軟鋼、高張力鋼及び低溫用鋼用被覆アーケ溶接棒 耐候性鋼用被覆アーケ溶接棒
ガスシールドアーケ溶接用ワイヤ	JIS Z 3312 JIS Z 3313 JIS Z 3315 JIS Z 3320	軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ 軟鋼、高張力鋼及び低溫用鋼用アーケ溶接フラックス入りワイヤ 耐候性鋼用炭酸ガスアーケ溶接ソリッドワイヤ 耐候性鋼用炭酸ガスアーケ溶接フラックス入りワイヤ

8.2.12 鋼材の材料試験等

- (b) 1.4.4 [材料の検査等] (c) の JIS 等の規定に適合する品質であることを証明する資料は、原則として、規格品証明書とする。ただし、監督職員の承諾を受けて、その他規格を証明できる書類に代えることができる。

3 節 鉄筋の加工及び組立

8.3.1 一般事項

- (a) 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

(e) 鉄筋には、点付け溶接、アーケストライク等を行わない。また、アーケストライクを起こしてはならない。

8.3.2 加工

- (c) 鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、表 8.3.1 による。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版

表 8.3.1 鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所(末端部)

折曲げ 角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D)		使用箇所	
		SD295A, SD295B SD345			
		D16 以下	D19~D38		
180°		3d 以上	4d 以上	5d 以上 柱・梁の主筋 杭基礎のベース筋	
135°		3d 以上	4d 以上	— あばら筋 帯筋 スパイラル筋	
90°		3d 以上	4d 以上	— T形及びL形の梁の あばら筋	
135° 及 び 90°		3d 以上	4d 以上	— 90° 135° 幅止め筋	

表 8.3.2 鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所(中间部)

折曲げ 角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D)		使用箇所	
		SD295A, SD295B SD345, SD390 ④			
		D16 以下	D19 ~D25		
90° 以下		3d 以上	4d 以上	— あばら筋 帯筋 スパイラル筋	
		4d 以上 (5d 以上)	6d 以上 (6d 以上)	8d 以上 (8d 以上) その他の鉄筋	

(注) SD390 は、使用箇所が、その他の鉄筋の場合に、()内を適用する。

8.3.4 継手及び定着

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)

表 8.3.1 鉄筋の折曲げ形状及び寸法

折曲げ 角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D)	
		SD295A, SD295B, SD345	
		D16 以下	D19~D38
180°		—	—
135°		3d 以上	4d 以上
90°		—	—
135° 及 び 90° (幅止め筋)		—	—

(注) 1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で 90° フック又は 135° フックを用いる場合には、余長は 4d 以上とする。
2. 90° 未満の折曲げの内法直径は特記による。

8.3.4 継手及び定着

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版

(a) 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手又は特殊な鉄筋継手とし、適用は特記による。特記又は該当する章での指定がなければ、柱及び梁の主筋はガス圧接とし、その他の鉄筋は重ね継手とする。

(b) 鉄筋の重ね継手は、次による。

なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

(1) 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、表 8.3.3 による。

(2) (1)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表 8.3.3 による。

表 8.3.3 鉄筋の重ね継手

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_t	
		フックなし	フックあり
SD295A	18	45d	35d
	21		
	24	40d	30d
	27		
	30		
	33	35d	25d
SD295B	36		
	21		
	24		
	27	45d	35d
	30		
	33		
SD345	36		
	21		
	24		
	27		
	30	40d	30d
	33		
SD390	36		

(注) 1. L_t : 重ね継手の長さ。

2. フックのある場合の L_t は、図 8.3.1 に示すようにフック部分 J を含まない。

(3) 隣り合う継手の位置は、表 8.3.4 による。ただし、壁の場合及びスラブ筋で D16 以下の場合は除く。なお、先組み工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)

(a) 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手又は特殊な鉄筋継手とし、適用は特記による。

(b) 鉄筋の継手位置は、特記による。

(c) 鉄筋の重ね継手は、次による。

なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

(1) 主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は 50d) と表 8.3.2 による長さの大きい値とする。

(2) (1)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表 8.3.2 による。

表 8.3.2 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_t (フックなし)	$L_{t\#}$ (フックあり)
SD295A	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24 27	35d	25d
	30 33 36	35d	25d
	18	50d	35d
	21	45d	30d
SD345	24 27	40d	30d
	30 33 36	35d	25d
	21	50d	35d
	24 27	45d	35d
	30 33 36	40d	30d

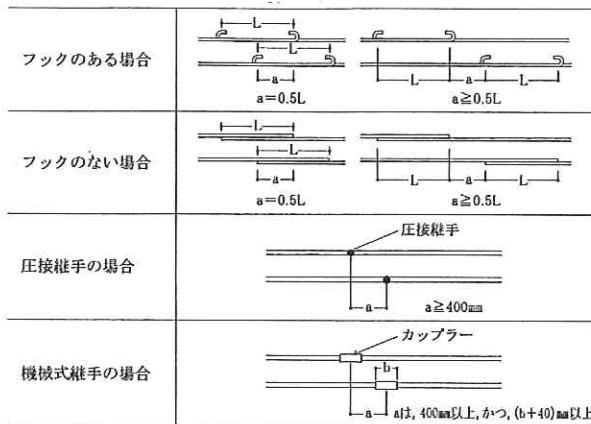
(注) 1. L_t , $L_{t\#}$: 重ね継手の長さ 及びフックあり重ね継手の長さ

2. フックありの場合の $L_{t\#}$ は、図 8.3.1 に示すようにフック部分 J を含まない。

(3) 隣り合う継手の位置は、表 8.3.3 による。ただし、壁の場合及びスラブ筋で D16 以下の場合は除く。なお、先組み工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

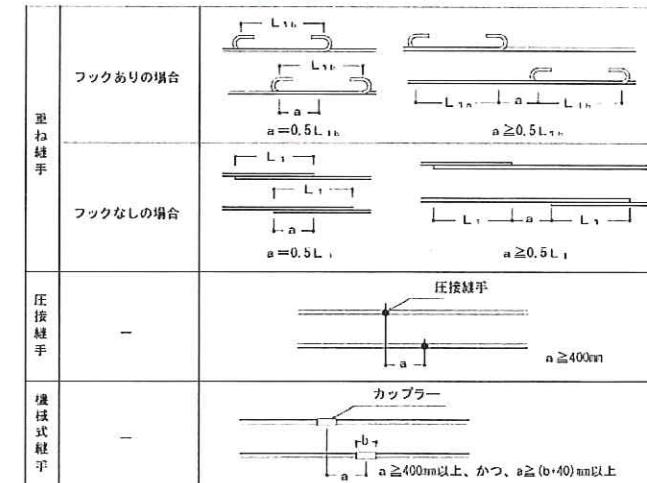
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 19 年版

表 8.3.4 隣り合う縦手の位置



公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成 22 年版(案)

表 8.3.3 隣り合う縦手の位置



(c) 鉄筋の定着は、次による。

(1) 定着の長さは、表 8.3.5 による。

表 8.3.5 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	フックなし			フックあり		
		L_1	L_2	L_3	L_1	L_2	L_3
SD295A	18	45d	40d	25d	35d	30d	小梁 スラブ
	21	40d	35d		30d	25d	
	27				10d かつ 150mm 以上	25d	20d
	30						15d
	33	35d	30d				
	36						
SD295B	21			15d かつ 150mm 以上	35d	30d	
	24	45d	40d				
	27						
	30						
	33						
	36						
SD345	21			15d かつ 150mm 以上	35d	30d	
	24	45d	40d				
	27						
	30						
	33						
	36						
SD390	21			20d 10d かつ 150mm 以上	35d	30d	
	24	45d	40d				
	27						
	30						
	33	40d	35d				
	36						

(注) 1. L_1 : 2. 及び 3. 以外の定着長さ。2. L_2 : 基礎部筋のおそれのない箇所への定着長さ。3. L_3 : 小梁及びスラブの下端筋の定着長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。4. フックありの場合の L_1 , L_2 及び L_3 は、図 8.3.1 に示すようにフック部分 1 を含まない。
なおフックありの場合には中間部での折曲げは行わない。

5. 軽量コンクリートの場合は表の値に 5d を加えたものとする。

(d) 鉄筋の定着は、次による。

(1) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は 50d) と表 8.3.4 の定着長さのうち大きい値とする。

(2) (1)以外の鉄筋の定着の長さは、表 8.3.4 による。

表 8.3.4 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	フックなし				フックあり			
		L_1	L_2	L_3	L_1	L_2	L_3	L_1	L_2
SD295A	18	45d	40d	20d 10d かつ 150mm 以上	35d	30d		35d	30d
	21	40d	35d					30d	25d
	24	27			35d	30d		25d	20d
	27							25d	20d
SD295B	30	33	36	30d 25d 20d 15d	35d	30d		35d	30d
	33							30d	25d
	36							30d	25d
	21							—	—
SD345	21	45d	40d	30d 25d 20d 15d	35d	30d		35d	30d
	24	27			35d	30d		30d	25d
	27							30d	25d
	30	33	36					25d	20d
SD390	21			35d 30d 25d 20d	50d	40d		35d	30d
	24	27			45d	35d		30d	25d
	27							30d	25d
	30	33	36					35d	30d

(注) 1. L_1 , L_2 , L_3 : 2. 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ2. L_1 , L_2 : 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ3. L_3 : 小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。4. L_1 : 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ5. フックあり定着の場合には、図 8.3.2 に示すようにフック部分 1 を含む L_1 また、中間部での折曲げを行わない。

6. 軽量コンクリートの場合には、表の値に 5d を加えたものとする。

(2) 梁主筋の柱内定着において、縦に折り曲げて定着する場合は、図 8.3.2 に示すように柱せいの 3/4 倍以上のみ込ませる。
なお、折り曲げた先の直線部の長さが 10d に満たなくなる場合は、監督職員と協議する。

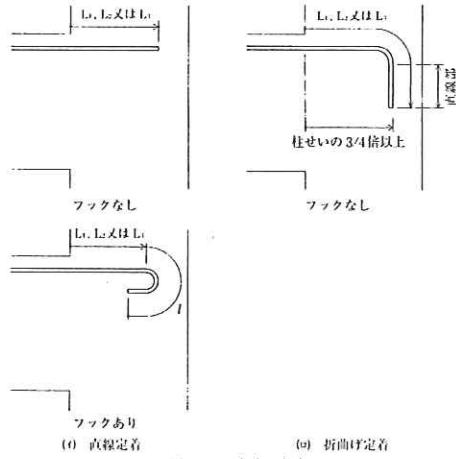
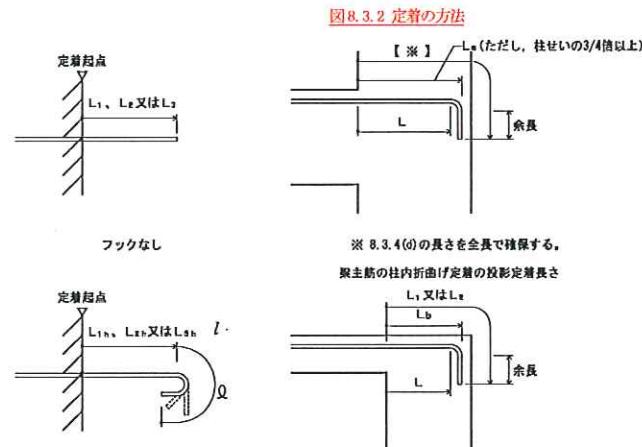


図 8.3.2 定着の方法

(3) 定着の方法は、図 8.3.2 による。

なお、仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さが、表 8.3.4 のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を表 8.3.4 に示す直線定着長さとし、かつ、余長を 8d、仕口面から鉄筋外側までの投影定着長さを表 8.3.5 に示す長さ（かつ、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの 3/4 倍以上）をのみ込ませる。



柱及びスラブの上縦筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ
(イ) 直線定着 (ロ) 折曲げ定着

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_1	L_2
SD295A	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24 27	15d	15d
	30 33 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24 27	20d	15d
	30 33 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24 27	20d	20d
	30 33 36	20d	15d

- (注) 1. L_1 : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ
(基礎壁、片持ち梁及び片持スラブを含む。)
2. L_2 : 小梁及びスラブの上縦筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ
(片持小梁及び片持スラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合、表の値に 5d を加えたものとする。

(d) その他の鉄筋の継手及び定着は、次による。

(e) その他の鉄筋の継手及び定着は、次による。

(2) 帯筋組立の形は図 8.3.4 により、適用は特記による。特記がなければ W-I 形、W-II 形、W-III 形とする。溶接長さ L は、両面フレア溶接の場合は $5d$ 以上、片面フレア溶接の場合は $10d$ 以上とする。

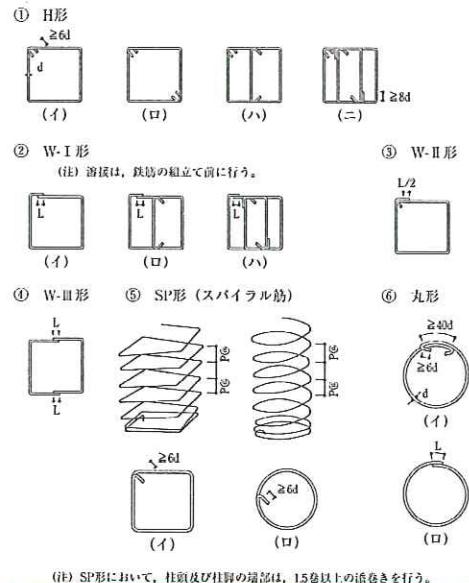


図 8.3.4 帯筋組立の形

8.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表 8.3.6 による。ただし、柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを、径の 1.5 倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表 8.3.6 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ(単位: mm)

(d) 鉄筋相互のあきは図 8.3.5 により、次の値のうち最大のもの以上とする。ただし、特殊な鉄筋維手の場合のあきは、特記による。

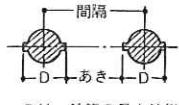


図 8.3.5 鉄筋相互のあき

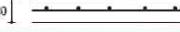
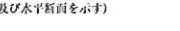
(2) 帯筋組立の形は、特記による。

8.3.7 壁の配筋

(a) 一般事項

- (1) 壁配筋の重ね維手は、L1 とし、定着長さは、特記とする。
 - (2) 重ね維手及び定着の長さが取れない場合は、監督職員と協議する。
 - (3) 幅止め筋は、縦横とも D10-1,000@程度とする。
 - (4) シアコネクタの種類、径、長さ、形込み深さ及び間隔は特記による。
- (b) 壁の配筋は、特記による。特記がなければ、基準配筋は表 8.3.7 により、種別は特記による。

表 8.3.7 壁の基準配筋

表別	筋筋及び横筋	断面図
W10	D10 - 250@シングル	
W12	D10 - 200@シングル	
W15A	D10 - 150@シングル	
W15B	D10 - 100@シングル	
W18A	D10 - 200@ダブル	
W18B	D10 - 150@ダブル	
W20A	D10 - 200@ダブル	
W20B	D10 - 150@ダブル	

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(c) 壁の端部の配筋は、図 8.3.6 による。

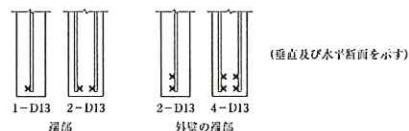


図 8.3.6 壁の端部の配筋

8.3.8 壁の補強

壁開口部の補強は、次による。

- (1) 壁開口部の補強筋は、特記による。特記がなければ、表 8.3.8 とする。

表 8.3.8 壁開口部補強筋

壁の種別	補 強 筋	
	縦 横	斜 め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

8.3.7 壁の配筋及び補強

壁の配筋及び壁開口部の補強は、特記による。

(2) 壁開口部補強の定着長さは、図 8.3.7 による。

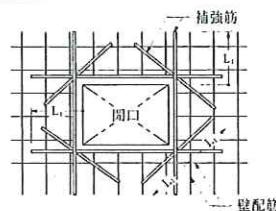


図 8.3.7 壁開口部補強筋の定着長さ

8.3.9 ガス圧接

(a) 適用範囲

8.3.9 は、鉄筋を酸素・アセチレン炎を用いて加熱し、圧力を加えながら接合するガス圧接に適用する。

(c) 圧接後の圧接部の品質は、次による。

(5) 圧接部は、強度に影響を及ぼす折れ曲り、焼割れ、へこみ、垂下があり及び内部欠陥がないこと。

(h) 圧接作業

(1) 鉄筋に圧接器を取り付けたときの鉄筋の圧接端面間の隙間は 3mm 以下とし、かつ、偏心及び曲がりのないものとする。

(i) 圧接完了後、次により試験を行う。

(1) 外観試験

(i) 圧接部のふくらみの形状及び寸法、圧接面のずれ、圧接部の折れ曲り、圧接部における鉄筋中心軸の偏心量、たれ、焼割れその他有害と認められる欠陥の有無について、外観試験を行う。

(j) 不合格となった圧接部の修正

(2) 超音波探傷試験で不合格となった圧接箇所の処置

(ii) 不合格となった圧接箇所は、監督職員と協議を行い、圧接箇所を切除して再圧接するか又は添え筋により補強を行う。

4 節 特殊な鉄筋維手

8.4.2 機械式維手

(b) 隣り合う維手の位置は、表 8.3.4 による。

5 節 コンクリートの製造及び輸送

8.5.1 コンクリート製造工場の選定

(3) 工場は、8.7.2 に定められた時間の限度内に、コンクリートの打込みが終了できる場所にあること。

(4) 同一打込み区画に、2 つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれないようにすること。

(5) II類コンクリートの場合は、JIS A 5308(レディーミックスコンクリート)の規定と照合して、8.1.4 に規定する品質のコンクリートが製造できることを示す資料により、監督職員の承諾を受けること。

8.3.8 ガス圧接

(a) 適用範囲

8.3.8 は、鉄筋を酸素・アセチレン炎を用いて加熱し、圧力を加えながら接合するガス圧接に適用する。

(c) 圧接後の圧接部の品質は、次による。

(5) 圧接部は、強度に影響を及ぼす折れ曲り、片ふくらみ、焼割れ、へこみ、垂下があり及び内部欠陥がないこと。

(h) 圧接作業

(1) 鉄筋に圧接器を取り付けたときの鉄筋の圧接端面間の隙間は 2mm 以下とし、かつ、偏心及び曲がりのないものとする。

(i) 圧接完了後、次により試験を行う。

(1) 外観試験

(i) 圧接部のふくらみの形状及び寸法、圧接面のずれ、圧接部における鉄筋中心軸の偏心量、圧接部の折れ曲り、片ふくらみ、焼割れ、へこみ、垂下がありその他有害と認められる欠陥の有無について、外観試験を行う。

(j) 不合格となった圧接部の修正

(2) 超音波探傷試験で不合格となった圧接箇所の処置

(ii) 不合格となった圧接箇所は、監督職員と協議を行い、圧接箇所を切除して再圧接する。

4 節 特殊な鉄筋維手

8.4.2 機械式維手

(b) 隣り合う維手の位置は、表 8.3.3 による。

5 節 コンクリートの発注、製造及び運搬

8.5.1 コンクリート製造工場の選定

工事開始に先立ち、次によりコンクリート製造工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

(3) 工場における良好な品質管理とは、次の項目について、品質管理基準が定められているとともに適切な管理が行われていること。

(i) 製品の管理

(ii) 調合設計

(iii) 原材料の管理

(iv) 工程管理

(v) 設備の管理

(vi) 外注管理

(4) 工場は、8.7.2 に定められた時間の限度内に、コンクリートの打込みが終了できる場所にあること。

(5) 同一打込み区画に、2 つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれないようにすること。

(6) II類コンクリートの場合は、JIS A 5308(レディーミックスコンクリート)の規定と照合して、8.1.4 に規定する品質のコンクリートが製造できることを示す資料により、監督職員の承諾を受けること。